

玉村町立保育所保育 ICT サービス導入事業

仕様書

1. 基本事項

(1) 業務名

玉村町立保育所保育 ICT サービス導入事業

(2) 目的

本事業は、玉村町立保育所への保育 ICT サービス（以下「システム」という。）の導入により、保護者による保育所への出欠席の電話連絡や、保護者と保育所間の紙媒体での連絡やお知らせなどを ICT 化し、必要な情報共有をいつでも手軽に行えるようすることで、保護者の利便性の向上を図ると同時に、保育所における保育の質の向上を図り、より子育てしやすい社会の構築に資することを目的とする。

(3) 履行期間

- ・ システム構築作業及び導入準備 契約締結日の翌日～令和 8 年 1 1 月 3 0 日
- ・ システム運用開始 令和 8 年 1 2 月 1 日～

なお、本システムの調達については 3 年間のライセンス契約とし、3 年の始期はシステム運用開始日（令和 8 年 1 2 月 1 日）とする。

(4) 対象施設

| 施設名 | 住所 | 条例上の定員 |
|-------------|--------------------------|--------|
| 玉村町立第 1 保育所 | 群馬県佐波郡玉村町大字下新田 1 7 6 番地 | 2 2 0 |
| 玉村町立第 2 保育所 | 群馬県佐波郡玉村町大字角淵 5 1 0 9 番地 | 1 4 0 |
| 玉村町立第 3 保育所 | 群馬県佐波郡玉村町大字樋越 9 0 4 番地 | 1 1 0 |
| 玉村町立第 4 保育所 | 群馬県佐波郡玉村町大字飯倉 7 0 番地 | 1 8 0 |

(5) ライセンス契約に含まれる内容

- ・ 保育 ICT サービスに係るシステムの提供
- ・ システム構築作業（初期データの設定その他システム構築に必要な設定支援）
- ・ 操作マニュアルの提供
- ・ 操作研修の実施
- ・ 運用及び保守の実施

2. システム内容

(1) 概要

- ① 自社製品であること。
- ② デジタル庁「デジタル地方創生サービスカタログ」におけるサービス分類のうち「保育所等業務支援システム」に記載されているものであること。
- ③ デジタル地方創生モデル仕様書（保育所業務支援システム）（以下「モデル仕様書」という。）に適合し、必須要件を満たすシステムであること。

- ④ 保育所（認定こども園含む）を運営する他の地方公共団体において、50 団体以上への導入・運用実績があるシステムであること。
- ⑤ 保育所（認定こども園含む）において、1,000 施設以上での導入・運用実績があるシステムであること（私立施設を含む）。
- ⑥ ④及び⑤に係る導入・運用実績は、モデル仕様書に適合するシステムの導入実績とし、機能単体システム（出欠連絡機能のみの導入、午睡チェックシステム単体での提供等）の実績は含めない。また、システムの無償提供も実績には含めない。
- ⑦ 保護者向け WEB アプリケーション（以下「保護者アプリ」という。）を提供すること。
- ⑧ 職員用システム及び保護者アプリにて利用する機能は、いずれも提案時点で運用実績があること。
- ⑨ 定期的にバージョンアップ（機能拡張）を図る ASP サービスの形態で提供すること。
- ⑩ 他システムとの API 連携実績があること。
- ⑪ 個人情報運用時の利用端末側に保持せず、クラウド側にて保持すること。ただし、システムから帳票類等を利用端末にダウンロードした場合はこの限りではない。

(2) 機器類

- ① システム接続用の機器は、別途町が調達するタブレット端末の利用を想定すること。なお、調達予定の機器及び台数は以下のとおりとする。

【Apple iPad(A16) iPad Wi-Fi モデル 11 型 128GB】

| 施設名 | タブレット端末数 |
|-------------|----------|
| 玉村町立第 1 保育所 | 16 台 |
| 玉村町立第 2 保育所 | 8 台 |
| 玉村町立第 3 保育所 | 10 台 |
| 玉村町立第 4 保育所 | 16 台 |

- ② 各機器からシステムを利用するに当たっては、特定のソフトウェアを利用せず、Web ブラウザや Web アプリケーションによる利用とすること。

(3) ネットワーク

- ① 発注者側で利用する全ての機能は、インターネットを経由して利用できること。
- ② 上記の機能は、20Mbps 程度の通信速度（実測値）で安定して動作すること。
- ③ 保護者アプリは、インターネットを経由して利用できること。
- ④ システム接続にあたっての回線整備、ネットワーク機器・無線アクセスポイント端末等の設置・設定業務は本業務には含まず、別途町が調達、設置する。

(4) セキュリティ

- ① インターネット接続の際は、SSL/TLS による暗号化等を用いてセキュリティ機能を確保すること。
- ② アクセス状況及び不正アクセスを監視する等により、サイバー攻撃及び情報漏洩、改ざん防止対策並びにセキュリティホール対策を適切に講じること。

(5) 機能要件

- ① 様式第5号「機能要件対応表」のうち、必須機能を提供できない場合には失格とする。
- ② 任意機能（玉村町追加要件分も含む）については、その対応可否について「○」（対応可）、「×」（対応不可）、「△」（その他（一部可、条件付可など））をそれぞれの項目の「対応可否」の欄に記載し、「△」の場合や補足説明がある場合には「備考」に詳細を記入すること。
- ③ 各要件については、利用者の負担を考慮し、別のシステムと連携する負担なく対応可能であることを原則とするが、連携する必要がある要件については、「△」を記載し、その内容の詳細を記入すること。

(6) その他

- ① ユーザ ID 及びパスワードによりシステム認証管理ができること。また、職員ごとに詳細な権限（承認権限/ダウンロード権限/編集権限/閲覧権限/利用不可（非表示）権限等）の設定が可能で、権限に合わせて画面やメニューの表示、データの取扱いが制御されること。
- ② 特定の権限を有する子ども育成課専用の特権アカウントを利用し、システムを導入するすべての保育所の統合的な管理ができること。
- ③ 導入後に接続端末数・職員数の増減があった場合でも、追加のシステム利用料が発生しないこと。
- ④ ASP サービスとして一般的に行われるシステム機能の強化(追加・修正等)については、追加の費用なく提供すること。

3. システム導入

(1) セットアップ・導入フォロー

- ① 運用を開始するに当たり、当町で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。
- ② 契約後、1週間以内にシステム導入会議を実施すること。システム導入会議では、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を提案し、当町の承諾を得ること。
- ③ 導入担当者を設け、全体の利用状況をシステム上で随時確認し、当町の要求があった場合は、機能別の利用状況一覧を電子データで開示すること。また、作業が停滞している保育所へのフォローなど導入サポートを適宜行うこと。
- ④ 導入担当者は、他の地方公共団体への保育 ICT サービス導入事業を担当した経験を有すること。
- ⑤ オンラインで各機能別のセミナーを定期的開催し、効果的な活用方法や他の事例を共有すること。また、本契約で対象とする機能毎のセミナー動画や補助資料を適宜提供すること。なお、これらの実施費用は本事業の費用に含めるものとする。
- ⑥ 利用保護者向けのサポートを十分に実施し、円滑にサービスを導入できるようにすること。

(2) 操作マニュアル

- ① 運用開始1か月前までに操作マニュアルを提供すること。

- ② 操作マニュアルは、職員の利便性を考慮し、オンラインマニュアル（Web マニュアル）と紙媒体での提供を行うこと。
- ③ 操作マニュアルは極力専門用語を用いず、ICT 知識の乏しい者にも理解しやすい平易な記述とし、実際の画面キャプチャー及び操作デモ動画を用いて分かりやすく説明すること。
- ④ 機能の修正などがあった場合には、操作マニュアルの該当部分を速やかに更新すること。

(3) 研修

- ① 運用開始前にシステム利用者である職員及びシステム管理者向けの集合研修を最低 1 回以上実施すること（オンラインでの研修を可とする。）
- ② 研修に係る費用は本業務の費用に含むこと。

4. 運用保守

(1) 運用時間

本システムは 24 時間 365 日制限なく利用できること。ただし、システム保守等のため運用停止が必要となる場合には、事前に当町へ申し入れること。

(2) ヘルプデスク

- ① 保育所及び子ども育成課からの問い合わせに対応するヘルプデスクを設置すること。
- ② ヘルプデスクは、固定電話及び携帯電話からの問い合わせを可能とし、専属オペレーターが対応すること。また電子メール等による問い合わせにも対応すること。
- ③ 固定電話及び携帯電話からの問い合わせは、平日（年末年始除く）9時から17時30分の時間帯で受付すること。
- ④ 電子メール等による問い合わせは、24時間受付すること。
- ⑤ 保護者からの問い合わせに対応する保護者向けヘルプデスクを設置すること。
- ⑥ 保護者向けヘルプデスクは電子メール等による問い合わせを可能とし、24時間受付とすること。

(3) セキュリティ対策

- ① 侵入検知システム・不正侵入防止システム・WAF（Web Application Firewall）等を導入し、不正アクセス・侵入対策を適切に実施すること。
- ② システムの脆弱性診断を定期的実施すること。
- ③ 利用するウイルス対策ソフトについては、エンジン及びパターンファイルを適宜最新化するほか、システムで利用する各種ソフトウェアのセキュリティ脆弱性対策として、適宜パッチファイルの適用を実施すること。
- ④ システム内のサーバ、ネットワーク機器、ストレージ等に対して、24時間365日の死活監視を実施すること。
- ⑤ データセンターは日本データセンター協会（JDCC）のデータセンターファシリティスタンダードにおけるティア3相当の基準を満たすこと。
- ⑥ 受託者は ISO/IEC27001（ISMS）またはプライバシーマークの認証を取得していること。
- ⑦ システムは、ISO27017 の認証を取得していること。

- ⑧ その他、有効なセキュリティ対策について提案すること。

(4) 障害対応

- ① 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。
- ② 障害が発生した場合には速やかに当町に報告し、早期復旧を図ること。
- ③ 管理するデータが消失しないようバックアップデータを1日複数回保存し世代管理を行うこと。必要であればバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

(5) システム保守

- ① システムのバージョンアップ(機能改善、バグ対応等)を適宜実施すること。
- ② クライアント OS や Web ブラウザのバージョンアップがあった際は、最新のバージョンにシステム上で随時対応すること。
- ③ 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

(6) アクセス監視

- ① 本システムのアクセスログを保存すること。
- ② 不正アクセス等有事の際には速やかに当町に報告し、アクセスログの開示を行うこと。

5. その他留意事項

- ① 受託者は、提供された情報等について、他者への情報漏えい等が起こることのないよう、必要な措置を講ずること。
- ② 受託者は、当町が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者への提供はしないこと。
- ③ システムの運用開始日から起算して1年以内に、導入されたシステムに本仕様の内容に適合しない状態(契約不適合)が確認された場合、発注者及び受託者双方で協議の上、受託者の責任において無償で修復等の作業を行うこと。
- ④ 受託者は、業務遂行にあたり、個人情報の取扱については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びその他関係法令を遵守し、適正な個人情報の取扱を行うこと。
- ⑤ 3年間のライセンス料は、令和8年度予算にて支出するものとする。
- ⑥ 保育関連の制度改正にあわせて、最新制度に対応したシステムへバージョンアップを行うこと。なお、このバージョンアップに係る費用は本契約に含むものとする。
- ⑦ 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上、決定するものとする。